

みなかみ町国土強靱化地域計画

個別施策編

(脆弱性評価の結果及び施策の推進方針)

令和7年3月改定

みなかみ町

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（１－１）

事前に備えるべき目標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

●主な施策（１－１）

No.	施策名	頁
1	住宅・建築物等の耐震化	P10
2	空き家対策	P13
3	公園、緑地、広場等の整備	P14
4	道路施設、公園、公営住宅の老朽化対策	P15
5	森林の適正管理	P17
6	避難体制の整備	P18
7	要配慮者への配慮等	P19
8	高齢者の自立促進	P20
9	火災予防対策の推進	P21
10	消防団等の活動の活性化	P22

※施策No.着色の施策は再掲施策

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（１－２）

事前に備えるべき目標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	2	突発的又は広域的な洪水、長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

●主な施策（１－２）

No.	施策名	頁
6	避難体制の整備	P18
7	要配慮者への配慮等	P19
8	高齢者の自立促進	P20
11	治水対策の推進	P23

12	水防体制の充実	P24
43	ため池等整備事業等の推進	P56

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（１－３）

事前に備えるべき目標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生

●主な施策（１－３）

No.	施策名	頁
5	森林の適正管理	P17
6	避難体制の整備	P18
7	要配慮者への配慮等	P19
8	高齢者の自立促進	P20
13	土砂災害警戒区域等の対策の推進	P25

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（１－４）

事前に備えるべき目標	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

●主な施策（１－４）

No.	施策名	頁
14	雪に強い道路の整備	P26
15	除雪体制の整備	P27
16	道路の通行規制	P28

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（２－１）

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
------------	---	--

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的 不足
----------------------------	---	-----------------------------

●主な施策（２－１）

No.	施策名	頁
10	消防団等の活動の活性化	P22
21	消防救急体制の充実・強化	P33
22	消防施設・装備の充実強化	P34

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（２－２）

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

●主な施策（２－２）

No.	施策名	頁
23	社会福祉施設等の整備	P35
24	災害時医療体制の整備	P36
25	福祉避難所運営体制の整備	P37
26	緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	P38

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（２－３）

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

●主な施策（２－３）

No.	施策名	頁
29	避難所となる施設の感染症予防対策	P42
30	被災者及び支援者の健康管理体制の強化	P43

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（２－４）

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止

●主な施策（２－４）

No.	施策名	頁
17	水道施設の老朽化対策	P29
18	応急給水体制等の整備	P30
19	防災備蓄の充実	P31
20	支援物資供給に係る連絡体制の整備	P32

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（２－５）

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5	大規模な自然災害と感染症との同時発生

●主な施策（２－５）

No.	施策名	頁
27	感染症等予防対策	P39
28	汚水処理施設の老朽化対策	P40

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（３－１）

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能を確保する
------------	---	-----------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	町職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の 大幅な低下
----------------------------	---	--------------------------------

●主な施策（３－１）

No.	施策名	頁
31	町庁舎の耐災害化	P44
32	業務継続体制の確保	P45
33	大規模災害における広域連携	P46

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（４－１）

事前に備えるべき目標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1	サプライチェーンの寸断による企業活動等の停 滞

●主な施策（４－１）

No.	施策名	頁
35	業務継続計画（民間事業者）の策定促進	P48
36	事業者への金融支援	P49

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（４－２）

事前に備えるべき目標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等 の大規模拡散・流出

●主な施策（４－２）

No.	施策名	頁
44	有害物質の拡散・流出防止対策	P57

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（４－３）

事前に備えるべき目標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3	食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動 への甚大な影響

●主な施策（４－３）

No.	施策名	頁
37	農業生産基盤の整備	P50
38	農林業経営の体質強化	P51

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（４－４）

事前に備えるべき目標	4	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	4	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・ 多面的機能の低下

●主な施策（４－４）

No.	施策名	頁
5	森林の適正管理	P17
41	林道の整備	P54
45	農地・農業用施設等の保全管理の推進	P58
46	耕作放棄地の発生抑制と再生支援	P59
47	農業の担い手の育成・確保	P61

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（５－１）

事前に備えるべき目標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料 供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最 小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	1	通信インフラの障害により、インターネット・ SNSなど、災害時に活用する情報サービスが 機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行 動や救助・支援が遅れる事態

●主な施策（５－１）

No.	施策名	頁
34	住民等への情報伝達の確保	P47

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（５－２）

事前に備えるべき目標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

●主な施策（５－２）

No.	施策名	頁
39	再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進	P52

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（５－３）

事前に備えるべき目標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

●主な施策（５－３）

No.	施策名	頁
17	水道施設の老朽化対策	P29
18	応急給水体制等の整備	P30
28	汚水処理施設の老朽化対策	P40

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（５－４）

事前に備えるべき目標	5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

●主な施策（５－４）

No.	施策名	頁
-----	-----	---

40	道路環境の整備	P53
41	林道の整備	P54
42	公共交通網の整備	P55

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（６－１）

事前に備えるべき目標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

●主な施策（６－１）

No.	施策名	頁
49	災害ボランティア受入体制の整備	P63
50	被災者生活再建の支援	P64

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（６－２）

事前に備えるべき目標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

●主な施策（６－２）

No.	施策名	頁
48	災害廃棄物処理対策の推進	P62

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（６－３）

事前に備えるべき目標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影

		響
--	--	---

●主な施策（６－３）

No.	施策名	頁
51	風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	P65

○「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの施策（６－４）

事前に備えるべき目標	6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により 復旧・復興が大幅に遅れる事態

●主な施策（６－４）

No.	施策名	頁
52	地域コミュニティ力の強化	P66
53	地域防災力の向上	P67
54	地籍調査の推進	P68

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	1
施策	住宅・建築物等の耐震化
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課（庁舎）、財政課（公共施設）、地域整備課（住宅）、学校教育課（学校関連施設）、生涯学習課（体育施設、公民館施設）
脆弱性評価 （現状及び課題）	・行政機能の中核である庁舎は、建設から長期間が経過し、老朽化が進行している。大規模災害時においても行政機能が継続できるよう、老朽化対策（定期的な点検、補修工事等）を実施する必要がある。 ・老朽化が著しい公共建築物で、地震に対する安全性にかかる建築基準法の規定に適合しない建築物の安全の確保に努める必要がある。 ・一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を実施するよう指示する必要がある。 ・多数の人が利用する公共建築物やその他防災上重要な公共建築物について耐震性をはじめとしたレジリエンス性能の向上を図り、平時有事を問わず多様な人が利用できるようユニバーサルデザイン化を推進していく必要がある。 ・木造住宅の耐震化については、みなかみ町耐震改修促進計画において、令和8年度末耐震化率95%を目標に掲げ、耐震化を支援している。地震による木造住宅の倒壊災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、効果的な普及啓発を図るとともに、国や県の支援制度を活用し、更なる耐震化の促進を図る必要がある。 ・旅館やホテル等の不特定多数が利用する民間大規模建築物については、地震による災害時に大規模な被害が想定されることから、耐震改修促進法では要緊急安全確認大規模建築物となっているため、今後も国や県の支援制度を活用し、更なる耐震化の促進を図る必要がある。 ・学校関連施設は、建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行している。校舎等の耐震化工事はほぼ完了しているが、維持管理費が増大し、老朽化の進行を押さえるのが厳しい状況であり、大規模災害時においても必要な機能が発揮できるよう老朽化対策を実施し、施設を良好な状態に保持する必要がある。 ・体育施設、公民館施設は、建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行している。大規模災害時においても必要な機能が発揮できるよう老朽化対策を実施し、施設を良好な状態に保持する必要がある。

施策の推進方針	【庁舎の耐震化・長寿命化】 ・定期的な機能点検を実施し、長寿命化に向けた計画的な施設更新を行う。 【公共施設等総量の適正化】 ・人口構造や社会情勢の変化により、既に需要が低下している施設については、廃止や解体等を視野に入れた検討を行う。 【公共施設の長寿命化】 ・日常点検、法定点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努める。 ・個別施設計画が策定されている施設については、計画に基づき維持管理・修繕・更新等を行うとともに、本計画に準じて計画の見直しに努める。 【住宅の耐震化】 ・昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、耐震診断・耐震改修を促進するため、その必要性について普及啓発を行うとともに、補助事業を実施する。 ・民間建築物の耐震性を把握し、耐震診断・耐震改修の必要性等について、助言・指導を行う。 【学校関連施設の耐震化・長寿命化】 ・小中学校統合推進計画による施設整備計画やみなかみ町学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的に維持修繕を図る。 【体育施設、公民館施設の耐震化・長寿命化】 ・防災計画及び体育施設維持計画に基づき優先的に整備を行い、計画的に適時更新及び耐震化を図る。
---------	---

主な個別事業	担当課
本庁舎維持管理事業	総務課
水上支所管理運営事業	総務課
新治支所管理運営事業	総務課
湯原地区公共施設最適化事業	財政課
耐震改修等事業	地域整備課
町営住宅長寿命化事業	地域整備課
小・中学校施設維持管理事業	学校教育課
小・中学校施設整備の整備充実事業	学校教育課
小中学校統合推進事業	学校教育課
総合体育館管理運営事業	生涯学習課

水上社会体育館管理運営事業	生涯学習課
新治 B&G 海洋センター管理運営事業	生涯学習課
体育施設管理運営事業	生涯学習課
中央公民館管理運営事業	生涯学習課
水上公民館管理運営事業	生涯学習課
カルチャーセンター管理運営事業	生涯学習課
水上中部コミュニティセンター管理事業	生涯学習課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
小中学校数	9 校	5 校	学校教育課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	2
施策	空き家対策
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課、企画課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・空き家は、今後も増加することが予想され、大規模災害発生時に倒壊や建築資材の飛散により、近隣住民への被害が生ずる恐れのある老朽危険空き家も増加することが想定される。老朽危険空き家の増加を抑制するため、相続登記の義務化、国庫納付制度等の新たな制度の周知・活用と税務担当課との連携によって、空き家の所有者等に対し、適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて、利活用又は除却を推進し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。
施策の推進方針	・大規模災害発生時に空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、空き家の所有者に対し適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて、利活用又は除却を推進し、災害に強いまちづくりを進めるため、空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業の国庫補助金を活用し、事業を推進する。

主な個別事業	担当課
空家等対策推進事業	地域整備課
空き家解体補助事業	地域整備課
空き家等活用促進事業	企画課
空き家再生等推進事業	地域整備課・企画課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
空き家解体補助制度を活用した解体棟数	20 棟	22 棟	地域整備課
空き家バンク登録件数	17 件	40 件	企画課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	3
施策	公園、緑地、広場等の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害発生時の避難・救援活動の場となる公園、緑地及び広場等を確保する必要があるため、既存施設の機能見直しや、施設整備に努める必要がある。
施策の推進方針	・都市公園・緑地事業の活用により、大規模災害発生時の避難・救援活動の場となる公園、緑地、広場等を確保するため、都市計画の既存施設の機能見直しや、街なみ環境整備事業等により 必要な施設整備を推進する。

主な個別事業	担当課
都市計画審議会運営事業	地域整備課
街なみ環境整備事業	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	4
施策	道路施設、公園、公営住宅の老朽化対策
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・道路施設は、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、計画的に点検・調査、改修及び整備を行い、健全な状態を維持する必要がある。 ・公園は、みなかみ町都市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行っているが、今後も長期的に機能を保全しつつ、持続的に公園の防災・減災機能を確保する必要がある。 ・公営住宅は、耐用年数の1/2を経過した施設が8割以上もあり、老朽化が進行している。大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう対策を行い、公営住宅を良好な状態に保つ必要がある。
施策の推進方針	・道路施設は、計画的に点検・調査、改修及び整備を行い、健全な状態を維持する。 ・公園は、長期的な点検を行い、健全度を把握するとともに、調査により危険度に応じて、適切な時期に施設の更新を図る。また、大規模災害発生時の避難・救援活動の場としての機能を果たせるよう平時から備えるため、適切な維持管理を徹底する。 ・公営住宅は、公営住宅の長寿命化計画に基づき、法定点検、日常点検を実施し計画修繕と併せ機能改善を図り長寿命化を進める。 ・災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

主な個別事業	担当課
道路維持管理事業	地域整備課
道路ストック総点検・老朽化対策事業	地域整備課
単独道路改良事業	地域整備課
橋梁長寿命化事業	地域整備課
町道後閑1号幹線道路改良事業	地域整備課
道路台帳管理事業	地域整備課
狭あい道路拡幅整備事業	地域整備課
土木工事設計積算事業	地域整備課
土木総務費負担事業	地域整備課

町道藤原栗沢線道路改良事業	地域整備課
町道真政悪戸線整備事業	地域整備課
都市公園等管理運営事業	地域整備課
湯桧曽公園管理運営事業	地域整備課
寺間運動公園管理運営事業	地域整備課
矢瀬親水公園管理運営事業	地域整備課
トンネル長寿命化事業	地域整備課
道路附属物長寿命化事業	地域整備課
町営住宅長寿命化事業	地域整備課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
道路改良率	45.60%	45.80%	地域整備課
道路施設等の補修工事件数	1 件	2 件	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	5
施策	森林の適正管理
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・長期間整備が行われていない森林や、伐採されたまま植栽等が実施されない森林は、台風や集中豪雨により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来す恐れがあるため、森林資源の活用(循環)を通じた保全や適正な森林整備の必要がある。
施策の推進方針	【適切な森林整備】 ・森林整備や自伐型林業、広葉樹林を含めた森林資源の活用により荒廃化に歯止めをかけるとともに、森林台帳を作成し相続の問題解決や整備活動への支援を促す。 【病虫害の駆除】 ・病虫害防除・駆除による森林の保全を図る。

主な個別事業	担当課
森林整備事業	農林課
森林情報整備運用事業	農林課
森林活用推進事業	農林課
森林資源循環プロジェクト事業	農林課
里地・里山保全整備事業	農林課
自伐型林業推進事業	農林課
利根川源流森林整備隊活動事業	農林課
広葉樹産業化プロジェクト事業	農林課
森林整備担い手対策事業	農林課
松くい虫駆除・防除事業	農林課
ナラ枯れ対策事業	農林課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
自伐型林業従事者数/事業体加入林業従事者数	91 人/15 人	109 人/20 人	農林課
町で直接実施した事業と、町の支援により整備された森林面積の合計	112.74ha	155ha	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	6
施策	避難体制の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・被災者を最小限に留めるためには、全ての町民が平常時から、災害発生時の指定緊急避難場所・指定避難場所の確認や災害に対する行動意識を深める必要がある。 ・避難指示発令時は、高齢者や障がい者など災害弱者・情報弱者への配慮が必要となるため、地域ぐるみの協力体制が必要となる。 ・災害発生時には、迅速かつ的確な情報を誰もが確実に入手できるよう、情報伝達システムの強化が必要である。
施策の推進方針	・自主防災組織や消防団、町民や事業者等が一体となり、地域のハザードマップを活用した避難体制（周知や避難訓練）の構築を推進する。 ・ICTを活用した新しい防災情報配信システムを整備し、情報難民ゼロの町を推進する。

主な個別事業	担当課
消防団運営事業	総務課
自主防災組織育成事業	総務課
防災情報配信施設等維持管理事業	総務課
地域防災計画事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
消防団員数	562 人	562 人	総務課
自主防災組織活動補助金の累計件数	34 件	100 件	総務課
防災士資格者数	41 人	70 人	総務課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800 件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	7
施策	要配慮者への配慮等
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	町民福祉課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時に避難が困難な障がい者や高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等が安全に避難するため、要支援者の支援体制を整備する必要がある。 ・浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設については、全ての施設において避難確保計画が作成され、定期的な訓練が実施されるよう促す必要がある。また、当該施設が災害にあった場合には、迅速に情報収集を行う必要がある。
施策の推進方針	【避難行動要配慮者への支援体制の整備】 ・地域の要配慮者の情報を関係機関で共有し、避難することが困難な障がい者や高齢者、妊産婦、乳幼児等について、地域の助け合いによる支援を行う体制を整備する。また、地域に加え、配慮が必要な方に関わる事業所や組織・機関を含む支援者全体で連携しながら災害時の支援が行える仕組みの整備に努める。 【要配慮者利用施設等の避難確保体制の確保】 ・浸水想定区域内及び土砂災害危険区域内にある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促すとともに、計画に基づく訓練実施を促進する。また、町と各施設との連絡・連携体制の仕組みを整え、避難情報の伝達を迅速に実施できる体制を確保する。さらに、当該施設等が災害にあった場合には、情報収集及び応急対応を行うことができる体制づくりに努める。

主な個別事業	担当課
避難行動要支援者等名簿管理事業	町民福祉課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	8
施策	高齢者の自立促進
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	町民福祉課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・町の高齢化が進み、支援できる人の割合も減少している。高齢者でも非常時、スムーズに避難できるよう、要配慮者に移行する期間をできるだけ先延ばしし、元気な高齢者が増えるようにする必要がある。
施策の推進方針	・健康寿命の延伸に寄与するため、町の健康教室参加後も民間のスポーツジムを利用して運動を継続して行う高齢者に費用の一部を助成することにより、高齢者の健康づくりを促進する。

主な個別事業	担当課
高齢者健康づくり促進事業	町民福祉課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
介護予防サポーター登録人数	33 人	39 人	町民福祉課
地域における介護予防教室の開催箇所数	19 箇所	21 箇所	町民福祉課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	9
施策	火災予防対策の推進
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・平常時から、地域の火災予防に対する活動が必要であり、また、火災発生時においても行動に移せる体制整備が必要である。
施策の推進 方針	・消防組織等と連携し、町民すべてに火災予防の知識向上や消火訓練を実施するとともに、各家庭・事業所等に火災報知器・消火器の設置を推進する。

主な個別事業	担当課
消防団運営事業	総務課
自主防災組織育成事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
消防団員数	562 人	562 人	総務課
自主防災組織活動補助金の累計件数	34 件	100 件	総務課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800 件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	10
施策	消防団等の活動の活性化
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・消防団活動は、火災や大規模災害における活動のみならず、平常時においても地域に密着した様々な活動が求められることから、消防団活動の重要性を再認識し、団員の確保・負担軽減を図り、活動しやすい環境を整える必要がある。
施策の推進方針	・若手の入団促進はもとより、機能別団員や女性団員を募るなど、新たな団員の確保を図り、併せて団員の負担軽減が図れるよう消防団再編を推進する。 ・事業者（雇用者）に対し、消防団活動の理解促進を図り、消防団活動がスムーズに参加できる協力体制を推進する。 ・男女共同参画に対応した施設整備等を推進する。

主な個別事業	担当課
消防団運営事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
消防団員数	562 人	562 人	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	11	
施策	治水対策の推進	
施策分野	消防・生活・交通・水道	
担当課	農林課・地域整備課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・関係機関が実施する河川の定期的な点検や河川改修、浚渫、維持管理を支援することが必要である。	
施策の推進 方針	・関係機関が実施する計画的な河川改修や浚渫、維持管理を推進する。	

主な個別事業	担当課
国・県等土木施設整備促進事業	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	12
施策	水防体制の充実
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・気象状況を把握するライブカメラ施設の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じてカメラや雨量計を増設し、豪雨時における危険箇所の情報伝達体制の充実を図る必要がある。
施策の推進 方針	・ライブカメラ施設の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じてカメラや雨量計を増設し、豪雨時における危険箇所の情報伝達体制の充実を図る。

主な個別事業	担当課
気象情報システム管理事業	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	13
施策	土砂災害警戒区域等の対策の推進
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課・地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知の対策が必要である。 ・平常時から土砂災害警戒区域内の住民に対して、防災意識の啓発を図ることが必要である。
施策の推進方針	・関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知、計画的な土砂災害警戒区域への対策を推進する。 ・災害ハザードマップを活用し、区域の状況把握や避難場所の周知徹底を強化する。

主な個別事業	担当課
地域防災計画事業	総務課
国・県等土木施設整備促進事業	地域整備課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
防災士資格者数	41 人	70 人	総務課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800 件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	14
施策	雪に強い道路の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・既存の消融雪施設は昭和の時代に整備されたものが多く、施設の老朽化が著しく消雪の効果に支障をきたしていることから更新工事を施す必要がある。 ・路面凍結による事故を防ぐため、危険箇所に凍結防止剤を散布する必要がある。 ・舗装面の損傷は、日常の通行に支障がないようなものでも、豪雨や積雪時などに大きな災害を生じさせる恐れがあるため、計画的な補修をする必要がある。
施策の推進方針	・消融雪施設の更新工事により、道路の消雪効果を上げ、安定した通行を確保する。 ・凍結防止剤の官民協働による散布や凍結防止剤自動散布装置の設置により、路面凍結による事故を防止する。 ・舗装面の損傷について、災害時の被災を最小限に抑えるため、計画的に補修を行う。

主な個別事業	担当課
道路除排雪事業	地域整備課
除雪機・除雪車等維持管理事業	地域整備課
除雪機・除雪車等整備事業	地域整備課
消融雪施設維持管理事業	地域整備課
消雪施設改修事業	地域整備課
道路維持管理事業	地域整備課
単独道路改良事業	地域整備課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
除雪路線延長	360 km	365 km	地域整備課
冬期間において発生した交通事故件数	222 件	190 件	地域整備課
道路施設等の補修工事件数	1 件	2 件	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	15
施策	除雪体制の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課・町民福祉課・地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・除雪を確実にを行うため、除雪機械の充実や民間委託を含めた除雪体制の強化及び、オペレーターをはじめとする除雪従事者の確保が必要である。 ・除雪困難世帯等の除雪支援や雪害事故の防止対策が必要である。
施策の推進方針	・計画的な除雪車両の更新により除雪作業の向上を図るとともに、オペレーターの確保に努める。 ・関係機関が連携した除雪体制の確保により、緊急輸送道路等の除雪体制を強化し、円滑な冬期交通を確保するための対策を推進する。 ・除雪困難世帯等に対し、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等が連携し除雪体制の整備を図るとともに、除雪費等に係る費用の一部を助成し、雪害事故の防止対策を推進する。

主な個別事業	担当課
地域防災計画事業	総務課
高齢者世帯等冬期生活支援事業	町民福祉課
道路除排雪事業	地域整備課
除雪機・除雪車等整備事業	地域整備課
除雪機・除雪車等維持管理事業	地域整備課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
除雪路線延長	360 km	365 km	地域整備課
冬期間において発生した交通事故件数	222 件	190 件	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	16
施策	道路の通行規制
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ライブカメラ及び気象情報システム等により 道路交通状況や降雪状況を踏まえた効果的な除雪体制の整備及び暴風雪時の適切な情報提供が必要である。
施策の推進 方針	・道路パトロールの適切な実施により道路交通状況や降雪状況の確認を行い、効果的な道路管理体制の整備を進めるとともに、住民に対してホームページやSNS等による効果的な除雪状況の情報提供に取り組む。

主な個別事業	担当課
道路維持管理事業	地域整備課
気象情報システム管理事業	地域整備課
除雪情報システム管理事業	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	17
施策	水道施設の老朽化対策
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	上下水道課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・水道管路は法定耐用年数を超過した管路が年々増加している状態にある。地域防災計画などに位置付けられた災害対策本部・災害拠点病院、災害発生時に重要な役割を担う施設への配水経路も同様であり、計画的に更新していく必要がある。 ・水道施設において昭和40年代、50年代に整備された施設及び配水池は耐震性も無く老朽化が著しいため、災害発生時には施設の倒壊や電気及び設備の故障により、配水に支障が出る恐れがある。
施策の推進方針	・町内全域の管路や施設のアセットマネジメント計画を作成し、災害発生時に重要な役割を担う施設及び管路を優先的に整備しながら、水道施設及び管路の更新並びに耐震化を進める。

主な個別事業	担当課
原水及び浄水事業	上下水道課
配水及び給水事業	上下水道課
建設改良事業	上下水道課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和3年度	目標値 令和9年度	担当課
管路更新率	0.3%	8.0%	上下水道課
水質基準超過件数	0件	0件	上下水道課
漏水事故対応件数	20件	5件	上下水道課
水質に関する苦情件数	2件	0件	上下水道課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	18
施策	応急給水体制等の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	上下水道課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時に備え、平時からマニュアル整備や管路図更新に努めるとともに、有事の際には迅速かつ的確な災害応急活動を実施する必要がある。 ・大規模災害により甚大な被害が発生した場合、本町職員だけで災害対応を行うことは困難であり、近隣市町村及び他の水道事業体など外部から効果的に応援を受ける必要がある。
施策の推進方針	・災害時において被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、平時から管路図整備やマニュアル点検を行うとともに、職員一人一人の役割分担を踏まえた初動対応や応急対策をとることができる体制を整える。 ・災害時において迅速な応急給水及び応急復旧活動に必要な情報を収集するとともに、資機材や復旧要員の応援が得られるよう、関係団体との協力体制の確保に努める。

主な個別事業	担当課
配水及び給水事業	上下水道課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	19
施策	防災備蓄の充実
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害時のライフラインの途絶や物流停滞を想定し、あらかじめ最低限必要な食料などを備蓄する必要がある。
施策の推進 方針	・物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。 ・長期的な物資不足を想定し、防災倉庫の設置や運搬車両の整備を進め、備蓄拠点の整備と運営体制の整備を推進する。

主な個別事業	担当課
災害対策用物資配備事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	20
施策	支援物資供給に係る連絡体制の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制等、集配拠点整備が必要となる。
施策の推進 方針	・民間会社等と協定を締結し、物資調達に係る応援体制整備を図り、併せて物資に対応した保管庫の設置や運搬車両を整備する。

主な個別事業	担当課
災害対策用物資配備事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	21
施策	消防救急体制の充実・強化
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害時には、救助・救援要請が同時多発的に発生することが考えられ、広域消防など救急機関による救助・救急活動が不足する恐れがあるため、救急要請を減らすような自助の取組が必要となる。 ・救急時のマンパワー不足は、関係団体との密接な関係が重要であり、平常時からの体制づくり・連携強化が必要となる。
施策の推進方針	・協定締結を図るなど、広域的な応援協力体制を推進する。 ・消防団や自主防災組織が主体となり、心肺蘇生法や応急手当技術の習得などの取り組みを実施するなど、地域防災力の強化を推進し死者ゼロを目指す。

主な個別事業	担当課
消防団運営事業	総務課
自主防災組織育成事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
消防団員数	562 人	562 人	総務課
自主防災組織活動補助金の累計件数	34 件	100 件	総務課
防災士資格者数	41 人	70 人	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	22
施策	消防施設・装備の充実強化
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・消防団詰所や防火水槽など消防施設の老朽化が進み、更新工事が必要である。 ・防火水利の乏しい地域には新たな防火水槽や消火栓等の新設が必要である。 ・複雑化した火災に対応するため、最先端の消火器具や防護服等の導入が必要である。
施策の推進方針	・計画的な消防施設の新設・更新事業を実施し、消火装置や保守品についても消防団員の安全を配慮した効果的な配備品を計画的に導入する。

主な個別事業	担当課
消防自動車・ポンプ維持管理事業	総務課
消防自動車・ポンプ整備事業	総務課
消防団詰所維持管理事業	総務課
消防団詰所・車庫整備事業	総務課
消防水利維持管理事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	23	
施策	社会福祉施設等の整備	
施策分野	福祉・保健・医療	
担当課	町民福祉課・子育て健康課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・社会福祉施設等について、利用者の安全・安心を確保するため、防災・減災対策を推進していくことが必要である。 ・災害時にも施設機能を維持するための対策が必要である。	
施策の推進方針	・社会福祉施設等について、国土強靱化計画に位置づけるとともに、国の交付金を活用することにより、防災・減災対策に関連した整備及び改修を行う。	

主な個別事業	担当課
保健福祉センター長寿寿命化事業	子育て健康課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	24
施策	災害時医療体制の整備
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	子育て健康課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・既存の医療体制では対応できない多数の患者発生や医療機関の被災、交通網の遮断による基礎疾患の治療中断等に対し、医療ニーズに応じた医療救護活動を円滑に実施することが求められる。迅速かつ的確な情報伝達、町民の医療ニーズへの即応、郡市医師会・災害拠点病院との緊密な連携及び群馬県と連携した医療チームの派遣調整が必要である。
施策の推進方針	【災害医療情報の収集伝達体制の整備】 ・国の広域災害救急医療情報システムや群馬県広域災害・救急医療情報サービスを活用し、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集の仕組みづくりに努める。 【医療関係団体との連絡網の整備・協力体制の確立】 ・災害拠点病院の訓練に参加し連携を図る。 ・沼田利根医師会と情報交換を行い、連携を図る。 【保健福祉事務所及び群馬県との連絡体制の整備】 ・受援においては群馬県が調整を図ることから、訓練を通して情報共有を図る。

主な個別事業	担当課
災害時医療体制の整備	子育て健康課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	25
施策	福祉避難所運営体制の整備
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	町民福祉課・総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・福祉避難所開設の流れや開設に係る手続き等、福祉避難所の体制及び対応について認識を共有する必要がある。 ・福祉避難所の開設時期や避難の流れについて、町民へ周知を行うことに加え、民生委員や地域包括支援センター等の地域の要配慮者支援関係者とともに、仕組み等の共有認識を持つ必要がある。
施策の推進方針	【福祉避難所に関する体制整備】 緊急連絡先の確認や開設手続きに関する訓練を定期的実施し、福祉避難所の体制維持に努める。 【福祉避難所に係る周知】 福祉避難所に関する町民の理解を高めるため、自主防災訓練や出前講座を通じ、地域における周知に取り組むとともに、要配慮者支援関係者を対象とした研修を行う機会を積極的に設け、関係者の理解と協力を得られる体制づくりを推進する。

主な個別事業	担当課
福祉避難所運営事業	町民福祉課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	26
施策	緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害発生時には、道路の寸断によって通行不可能になることが想定され、緊急車両の燃料調達や災害拠点病院への供給が困難になる恐れがあるため、補給拠点や搬入に必要な複数ルート of 確保が必要となる。
施策の推進 方針	・被災状況や外部支援の時間を想定し、燃料の備蓄や調達、輸送体制の整備を関係機関（事業者）と連携し推進する。

主な個別事業	担当課
緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	27
施策	感染症等予防対策
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	子育て健康課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・感染症の発症予防のためには、平時における予防接種の接種率の維持向上及び衛生に関する知識の普及が必要である。また、体力の向上及び基礎疾患のコントロールが不可欠である。 ・医師会、保健福祉事務所等と連携し、専門的な指導が受けられる体制を整備する必要がある。
施策の推進方針	【定期予防接種の接種勧奨】 ・災害時における感染症拡大防止のため、平時から予防接種の勧奨を行う。 【避難所運営者等に対する衛生教育】 ・避難所運営者等に対して、複数の人が平時とは異なる衛生環境の下で生活することによる弊害及び環境悪化に対する予防について学習できる機会を設ける。 【医療関係団体及び保健福祉事務所等との連携体制の構築】 ・感染症の集団発生に備え、沼田利根医師会等と情報を共有し、専門的な助言が得られるよう連携を図る。 ・保健活動、疫学調査等を実施するため、保健福祉事務所との連携体制を構築する。

主な個別事業	担当課
乳幼児等定期予防接種事業	子育て健康課
高齢者定期予防接種事業	子育て健康課
任意予防接種費用助成事業	子育て健康課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	28
施策	汚水処理施設の老朽化対策
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	上下水道課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・下水道管路等について、大規模災害が発生し被災した際に、重要幹線道路や重要な緊急輸送路に埋設されている管路の機能確保のために耐震化を進める必要がある。 ・下水道施設、農業集落排水施設は、建設から長期間が経過した施設が多く、老朽化が進行している。大規模災害時においても必要な機能が発揮できるよう老朽化対策を実施し、施設を良好な状態に保持する必要がある。
施策の推進方針	・緊急度、重要度の高い幹線道路に埋設されている管渠、圧送管等について優先的に整備を行い、他の管路についても計画的に適時更新及び耐震化を図る。 ・下水道施設等の老朽化対策はストックマネジメント計画を作成し、施設全体の持続的な機能確保及びコストの低減を図り、国の支援制度を活用して、計画的な更新を行う。 ・し尿汲み取り槽や老朽化した単独浄化槽については、合併浄化槽への転換支援や下水道への接続困難世帯への設置支援を促進する。

主な個別事業	担当課
公共下水道建設事業	上下水道課
公共下水長寿命化事業	上下水道課
公共下水道維持管理事業	上下水道課
受益者負担金一括納付推進事業	上下水道課
特定環境保全公共下水道建設事業	上下水道課
特定環境保全公共下水道長寿命化事業	上下水道課
湯宿終末処理場改修事業	上下水道課
特定環境保全公共下水道維持管理事業	上下水道課
流域下水道建設費負担事業	上下水道課
流域下水道維持管理費負担事業	上下水道課
農業集落排水処理施設維持管理事業	上下水道課
農業集落排水連絡協議会参画事業	上下水道課
久保汚水処理施設維持管理事業	上下水道課

合併処理浄化槽普及推進事業	上下水道課
下水道事業経営戦略策定事業	上下水道課
下水道事業公営企業会計適用事業	上下水道課
公共下水道認可変更事業	上下水道課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
汚水処理人口普及率	79.0%	85.0%	上下水道課
補助制度を利用した合併処理浄化槽の累計設置基数（令和 5 ～ 9 年度の累計）	27 基	190 基	上下水道課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	29
施策	避難所となる施設の感染症予防対策
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	総務課・子育て健康課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・避難所は、複数の人が限定された空間に居住するため、感染の発生予防及び早期発見ができるよう研修会を通じ知識の普及を図る必要がある。 ・避難所などの衛生状況の悪化を防ぐため、室内環境・トイレ・ごみ保管場所・ペットの保護場所等が適正に管理されるよう助言指導を行っていく必要がある。
施策の推進方針	【避難所運営者等に対する衛生教育】 新型コロナウイルス感染症における拡大対策をベースに、避難所ごとに感染症対策（発生予防、拡大防止等）ができるように、研修会や訓練を通じ知識の普及を図る。 【衛生的な避難所環境の確保】 避難所における感染症拡大防止のため、3密及びその他必要な措置をとるための防災備蓄の充実を図る。

主な個別事業	担当課
災害対策用物資配備事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	30
施策	被災者及び支援者の健康管理体制の強化
施策分野	福祉・保健・医療
担当課	子育て健康課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・避難生活における基礎疾患の悪化、ストレスによる諸症状、エコノミークラス症候群等を予防・軽減する必要がある。 ・支援者の体調不良は見逃されやすいため、定期的にチェックする必要がある。
施策の推進方針	【被災者の健康管理体制の構築】 ・平時より体力の向上、基礎疾患のコントロールに対する知識の普及及び生活習慣の改善を促進し、被災者の健康上の課題を早期に発見するための体制を構築する。 ・関係機関と連携し適切な医療が受けられる体制を構築する。 【支援者の健康管理体制の構築】 ・支援者に対し定期的にチェックする制度の構築を図る。

主な個別事業	担当課
被災者及び支援者の健康管理体制の強化	子育て健康課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	31	
施策	町庁舎の耐災害化	
施策分野	消防・生活・交通・水道	
担当課	総務課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時において災害応急対策活動の拠点となる庁舎は、町民にとって重要な役割を持っているものであり、いかなる災害時にも対応できる庁舎として保持していく必要がある。	
施策の推進 方針	・経年劣化を考慮し、庁舎の耐震性能点検や必要に応じた修繕を行う。 ・ハザードマップにより庁舎敷地及び周辺の危険個所の点検や確認を行い、安全なアプローチルートを確保するなど、強靱な庁舎づくりを推進する。 ・最悪の事態を想定し、第2庁舎となる月夜野農村環境改善センターの機能強化を推進していく。	

主な個別事業	担当課
本庁舎維持管理事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	32
施策	業務継続体制の確保
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害時に行政機能が被災しても対応拠点施設として機能不全にならないよう、平常時から非常時において優先される業務を継続できる体制整備が必要である。 ・業務継続に必須な非常用電源の確保が必要である。
施策の推進 方針	・常に変化する災害時にも対応できる資源確保への取り組みを強化するため、定期的に業務継続計画の見直しを行い、併せて業務継続計画に基づいた訓練を実施する。 ・3日間(72時間)対応できる無停電発電装置の設置を推進するとともに、重要度に応じた緊急電源のシーケンサ(分電の優先順位)を行う。

主な個別事業	担当課
地域防災計画事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	33
施策	大規模災害における広域連携
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害対策基本法 67 条の規定に基づき、県内及び県外（姉妹都市）の市町村との間で相互応援協定を締結しているが、これまで広域的に及ぶ大規模な災害が発生していないため、具体的な受援・協力体制の整備が必要である。
施策の推進 方針	・関係機関との受援計画を定め、連絡や要請方法等の手法や応援部隊の活動拠点を整備するとともに、定期的に訓練を実施するなど、災害時において迅速に協力を得られる体制整備を推進する。

主な個別事業	担当課
大規模災害における広域連携	総務課
地域防災計画事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	34
施策	住民等への情報伝達の確保
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害発生時でも的確に情報が町民に行き渡るよう、ホームページをはじめ、SNS などの情報発信ツールを有効に活用する必要がある。
施策の推進 方針	・老若男女問わず、町民が必要とする情報を迅速かつ的確に発信できるよう、情報発信手段の多様化を図る。

主な個別事業	担当課
行政情報発信事業	総務課
防災情報発信事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800 件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	35
施策	業務継続計画（民間事業者）の策定促進
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 （現状及び課題）	・民間事業者は、大規模自然災害発生時に直接的な被害、サプライチェーン寸断を最小限に抑えるため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手法などを取り決めておくことが必要である。
施策の推進方針	・災害時に企業の果たす役割を十分に認識させ、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を推進する。

主な個別事業	担当課
業務継続計画（民間事業者）の策定促進	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	36	
施策	事業者への金融支援	
施策分野	行政	
担当課	観光商工課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・被災事業者等を支援することができる融資制度として、必要に応じて利用ができるよう事業者や住民に対して周知する必要がある。	
施策の推進方針	・被災された町内の企業や住民に対して、運転資金、設備資金や災害復旧費として融資制度を有効活用してもらえよう、幅広く情報の提供を行っていく。	

主な個別事業	担当課
小口資金融資促進事業	観光商工課
勤労者生活資金融資事業	観光商工課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	37
施策	農業生産基盤の整備
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・老朽化が進行する農業水利施設について、適切な機能維持により安定した農業用水を確保する必要がある。 ・脆弱な水路を豪雨等災害に強い設備への改修を行う必要がある。
施策の推進方針	・農業水利施設について、長寿命化を図るための保全計画策定やその保全計画に基づく保全対策に取り組むとともに、農業用水の安定した確保や脆弱な水路を豪雨等災害に強い設備への改修を行う。 ・台風、大雨による溢水被害による農地の崩壊等が想定される基幹水路の豪雨時における防災減災を図る。

主な個別事業	担当課
農道・農業用水路維持管理事業	農林課
小規模農村整備事業	農林課
農林水産業施設災害復旧事業	農林課
農業用施設整備事業	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	38
施策	農林業経営の体質強化
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・国内消費の落ち込み、農業者の高齢化及び後継者不足により、農業経営は逼迫している。競争力を高めるために様々な支援が必要である。
施策の推進 方針	【経営合理化、体質強化】 ・農業経営の発展を積極的に図ろうとする認定農業者を確保するため、認定制度や各種支援制度を周知するとともに、農業生産法人や新規就農者の支援・育成を行う。 【ブランド化、地産地消、6次産業化の推進】 ・農業者に対する経営の多角化、合理化を支援し農産物、林産物の BR を利用したブランド化による競争力のある生産品づくりを促す。

主な個別事業	担当課
新規就農者確保事業	農林課
特用林産物生産活カアップ事業	農林課
農業近代化資金等利子補給事業	農林課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
農業所得者の総所得金額	218,972 千円	220,000 千円	農林課
農地集積率	17.2%	49.7%	農林課
米の栽培面積	327ha	330ha	農林課
有機農業への取組農家累積数/面積	実績なし	25 戸/5ha	農林課
農業法人数/認定農業者数	14 団体/82 人	20 団体/86 人	農林課
自伐型林業従事者数/事業体加入林業従事者数	91 人/15 人	109 人/20 人	農林課
直売所の農産物販売額	191,875 千円	270,000 千円	農林課
町で直接実施した事業と、町の支援により整備された森林面積	112.74ha	155ha	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	39
施策	再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進
施策分野	産業
担当課	企画課、環境課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害により既存のエネルギー供給が停止した場合、町民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすため、非常時でも最低限のエネルギーを確保できるよう自立分散型エネルギーを導入する必要がある。 ・温室効果ガスの排出抑制のみならず、町民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保のため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。 ・発電が不安定な再生可能エネルギーを補完するため、蓄電池や燃料電池等と組み合わせた普及を図る必要がある。 ・エネルギー供給の停止時においても企業が適切に対応するため、再生可能エネルギーの導入についても、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要となる。
施策の推進方針	・災害非常時にも利用可能な自立・分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー設備と EMS や蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」、燃料電池等）の導入を検討する。 ・エネルギー供給の停止を想定した企業の主体的な取組を促進するため、引き続き、企業の BCP 策定促進に向けた普及・啓発に取り組む。また、燃料不足に備えた備蓄やエネルギー供給源の多様化・分散化についても啓発に取り組む。 ・地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入拡大を国や県などの関係機関と連携を図りながら推進する。

主な個別事業	担当課
再生可能エネルギーなど分散型電源の導入促進	企画課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	40
施策	道路環境の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	地域整備課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・避難路を複数確保する必要がある。 ・円滑な交通の確保並びに事故の発生を抑制するため、避難路として十分な道路空間の確保や、道路及び道路施設の適正な維持管理を継続的に行う必要がある。
施策の推進方針	・災害時の迅速な道路啓開に必要な体制を構築する。 ・道路閉塞時に備え、複数の避難路を確保するために必要な道路改良事業を推進する。 ・被災した道路施設を町が所有する建設機械を使用し、直営作業により迅速に修繕し円滑な交通の確保を行う。

主な個別事業	担当課
単独道路改良事業	地域整備課
町道後閑1号幹線道路改良事業	地域整備課
狭あい道路拡幅整備事業	地域整備課
町道藤原栗沢線道路改良事業	地域整備課
町道真政悪戸線整備事業	地域整備課
土木施設災害復旧事業	地域整備課
除雪機・除雪車等維持管理事業	地域整備課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和3年度	目標値 令和9年度	担当課
道路改良率	45.6%	45.8%	地域整備課
道路施設等の補修工事件数	1件	2件	地域整備課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	41	
施策	林道の整備	
施策分野	産業	
担当課	農林課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・簡易な施工による林道は気象災害により破損、損傷、崩落等大規模な被害につながる場合があるため、計画的な改修を行う必要がある。	
施策の推進 方針	・災害時の被災を最小限に抑えるため計画的に改修や定期的な点検を行い、林道施設、舗装面の維持管理を強化する。	

主な個別事業	担当課
林道維持管理事業	農林課
林道整備事業	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	42
施策	公共交通網の整備
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課、企画課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害により路線バスや鉄道などの公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する可能性があるため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を周知することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。 ・町内外の帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、事業所に対して従業員を職場に滞在させることができるよう必要物資の備蓄を促す必要がある。 ・災害により踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要である。
施策の推進方針	・旅行者や買い物客、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者に対しては、一時的に滞在する場所として、公共施設や民間施設の確保に努める。 ・大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者と締結するなど、方策を検討する。 ・持続可能な地域公共交通体系を検討・構築する。 ・平素より自家用車に依存しない、多様な移動手段を取り入れるよう理解に努める。

主な個別事業	担当課
自家用有償バス（猿ヶ京法師線）運行事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
路線バスの運行路線数	5 本	5 本	企画課
町民割引乗車登録証の発行累積数	実績なし	100 枚	企画課
路線バス利用者数	145 千人	200 千人	企画課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	43
施策	ため池等整備事業等の推進
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・ため池の堤体からの漏水や取水施設の老朽化による損傷を計画的に改修し、自然災害による被害を未然に防止する必要がある。 ・大規模地震や豪雨等による決壊を未然に防止するため、耐震診断等を実施し、効率的かつ重点的な防災対策として災害に強いため池整備を行う必要がある。
施策の推進 方針	・ハザードマップを活用して、地域住民が迅速に避難できるよう周知するとともに、県と連携し計画的な改修事業を行う。

主な個別事業	担当課
ため池整備事業	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	44
施策	有害物質の拡散・流出防止対策
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	環境課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害発生時に工場等からの有害物質の流出・拡散による水質汚濁防止、大気汚染防止を図るため、県及び消防署などの関係機関との連絡体制の徹底を図る必要がある。
施策の推進方針	・関係機関との連絡体制を構築し、有害物質等による二次災害を防止する。

主な個別事業	担当課
有害物質の拡散・流出防止対策	環境課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	45
施策	農地・農業用施設等の保全管理の推進
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・農地の持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の維持により発揮されるが、農業者の高齢化、後継者不足により農地及び水路（農業用施設）の保全活動が困難となり、担い手農家への負担が増大している。 ・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、施設の保全活動を推進し、多面的機能の維持・発揮に向けた支援を進める必要がある。
施策の推進方針	・農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地維持活動、水路の管理や堰ざらい、水路・ため池等の軽微改修など地域資源の地域活動による保全活動を、多面的機能支払交付金等により支援する。

主な個別事業	担当課
多面的機能支払交付金事業	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	46
施策	耕作放棄地の発生抑制と再生支援
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・遊休農地や耕作放棄地の増加により、農地の持つ水源涵養や雨水を一時的に貯留する働きによる災害防止能力や土砂流出等の国土保全の機能の低下により自然災害時の被害拡大リスクを増加させる恐れがある。 ・耕作放棄による農地の荒廃化により、居住地や耕作地作物への近隣に鳥獣の住処を作ってしまうことに伴う鳥獣害被害の増加を抑える必要がある。
施策の推進方針	・農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における農業生産活動支援や遊休農地の集約化による耕作放棄地の防止と解消に向けた支援を行う。 ・鳥獣による農林業被害による耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣害被害の増加を抑える取組を図る。

主な個別事業	担当課
農地利用集積促進事業	農林課
有害鳥獣捕獲奨励事業	農林課
有害鳥獣情報収集・管理事業	農林課
鳥獣被害対策実施隊運営事業	農林課
鳥獣被害防止パトロール事業	農林課
囲いわな・捕獲おり貸出事業	農林課
有害鳥獣追い払い事業	農林課
猟友会活動事業	農林課
有害鳥獣侵入防止柵設置等補助事業	農林課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
農地集積率	17.2%	49.7%	農林課
狩猟登録者数	99 人	93 人	農林課
新規狩猟免許取得者数	4 人	4 人	農林課
鳥獣による農産物被害金額	18,871 千円	6,000 千円	農林課

鳥獣による農産物被害面積	9.3ha	7.0ha	農林課
侵入防止柵の延長（新規・更新）	23.2 km	20.0 km	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	47
施策	農業の担い手の育成・確保
施策分野	産業
担当課	農林課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・農業者の高齢化及び後継者不足により、農業を取り巻く環境は深刻な状況となっている。そのため条件の不利な農地から荒廃（耕作放棄地）化が進み、二次災害（火災や畦畔の脆弱化による土砂の流出等）の発生が懸念されている。
施策の推進方針	【地域農業の担い手の確保・育成】 ・新規就農者の支援、育成を行うことにより担い手の確保を行い荒廃化する農地の抑制をする。 【新規就農者を支援する農業者、法人の支援】 ・新規就農者の参入を育成、支援する農業生産法人の確立し、新規就農者の参入を促す。

主な個別事業	担当課
認定農業者支援事業	農林課
新規就農者確保事業	農林課
農業近代化資金等利子補給事業	農林課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
農業所得者の総所得金額	218,972 千円	220,000 千円	農林課
農地集積率	17.2%	49.7%	農林課
有機農業への取組農家累積数/面積	実績なし	25 戸/5ha	農林課
農業法人数/認定農業者数	14 団体/82 人	20 団体/86 人	農林課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	48
施策	災害廃棄物処理対策の推進
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	環境課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害発生時には土砂災害、河川の氾濫による建物の浸水、倒壊により一時的かつ大量に災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための体制を整備する必要がある。
施策の推進方針	・大量に発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理に係る必要事項をとりまとめた災害廃棄物処理計画に基づき対応する。 ・他地域での災害廃棄物処理の対応状況について情報収集に努め、災害廃棄物処理協定により連携強化を図る。

主な個別事業	担当課
公害対策事業	環境課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	49
施策	災害ボランティア受入体制の整備
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模な災害発生時はマンパワー不足が懸念され、ボランティアの協力が重要であるため、効率的で迅速な受け入れ体制の整備が必要となる。
施策の推進 方針	・ボランティアが円滑に受け入れられるよう社会福祉協議会と連携し、広報や内部通知により募集期間や活動内容を迅速に周知し、必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんができる体制づくりを推進する。

主な個別事業	担当課
地域防災計画事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	50
施策	被災者生活再建の支援
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課・町民福祉課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・災害弔慰金や災害障害見舞金・生活再建支援金の支給、災害援護資金・生活福祉資金の貸し付けなど、被災者への自立的生活再建の支援を行うための迅速な対応（体制づくり）が必要である。
施策の推進 方針	・各種手続きを迅速に処理するため、被災状況を的確に把握するとともに、群馬県や社会福祉協議会と連携し、被災者が一日も早く生活再建できるよう、支援体制の構築を目指す。

主な個別事業	担当課
災害見舞金事業	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	51
施策	風評被害等の防止に向けた正確な情報発信
施策分野	行政
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・デマや誤った情報の流出により起こりうる風評被害を防ぐため、正確な情報発信に努める必要がある。
施策の推進 方針	・誤解を招く風評被害の発生リスクを最小限に抑えるため、正しく分かりやすい情報発信の提供に努める。

主な個別事業	担当課
防災情報発信事業	総務課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和 3 年度	目標値 令和 9 年度	担当課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800 件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	52
施策	地域コミュニティ力の強化
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	企画課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・まちづくり団体の活動に自主防災を取り入れ、育成・強化を図るとともに、平時から消防団と自主防災組織、防災関係機関等との連携を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る必要がある。 ・相互応援協定の締結にあたっては、大規模災害による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、県内外問わず遠方に所在する団体との協定締結にも考慮する必要がある。 ・相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する必要がある。
施策の推進方針	・地域内の連携を深めながら誰もが安全に安心して暮らせ、助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、様々な地域づくり活動を通じたコミュニティの醸成を図る。

主な個別事業	担当課
コミュニティ助成事業	企画課
まちづくり団体活動支援事業	企画課
地域コミュニティ施設整備補助事業	企画課
地域づくり協議会等参画事業	企画課

重要業績評価指標《K P I》

指 標 名	現状値 令和3年度	目標値 令和9年度	担当課
支援を行ったまちづくり団体数	89 件	90 件	企画課
改修等を行ったコミュニティ施設数	0 件	3 件	企画課
まちづくり活動に関する研修等の開催回数	実績なし	10 回	企画課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	53
施策	地域防災力の向上
施策分野	消防・生活・交通・水道
担当課	総務課
脆弱性評価 (現状及び課題)	・町にはダムが7か所あり、そこから利根川と赤谷川が町を寸断するように流れており、重要水防箇所に指定された地域が点在する。また、土砂災害特別警戒区域を含む警戒区域は町内で約1200か所指定されており、県下で最も土砂災害の発生率が高い地域であるため、全町民に町全体における危険地域情報を周知するとともに、地域防災力の向上を図る必要がある。
施策の推進方針	・町民一人一人が自ら居住する区域の危険個所を把握し、避難方法や避難場所の確認が行えるよう、常に新しい防災ハザードマップを整備するとともに、ICTを活用した情報伝達システムの整備を推進する。 ・防災士・消防団・自主防災組織を中心とした防災勉強会・避難訓練を実施し、地域ぐるみの防災力向上を推進していく。

主な個別事業	担当課
消防団運営事業	総務課
自主防災組織育成事業	総務課
防災情報配信施設等維持管理事業	総務課
防災情報発信事業	総務課
地域防災計画事業	総務課

重要業績評価指標《KPI》

指 標 名	現状値 令和3年度	目標値 令和9年度	担当課
消防団員数	562人	562人	総務課
自主防災組織活動補助金の累積件数	34件	100件	総務課
防災士資格者数	41人	70人	総務課
防災 Info みなかみの登録件数	実績なし	5,800件	総務課

○施策ごとの脆弱性評価及び施策の推進方針

No.	54	
施策	地籍調査の推進	
施策分野	行政	
担当課	農林課	
脆弱性評価 (現状及び課題)	・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するため、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界を明確にする必要がある。	
施策の推進方針	・地籍図や地籍簿を整備して土地境界を明確にすることにより、災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できる環境の整備を進める。	

主な個別事業	担当課
地籍調査事業	農林課